

令和7年度(2025年度)

教育行政執行方針



剣淵町教育委員会

令和7年第1回剣淵町議会定例会の開会にあたり、剣淵町教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、社会の価値観や人々の働き方は大きく変化し、従来の知識や経験だけでは将来を見通すことが難しい時代を迎えています。

このような変化の激しい時代に対応できる、創造性豊かでたくましい人材の育成が急務であり、教育の果たす役割は、これまで以上に重要になっております。

本年度、「第2次剣淵町教育振興基本計画」の最終年度となります。令和8年度からの「第3次剣淵町教育振興基本計画」の策定に着手し、多様に変化する教育環境や諸課題に的確に対応してまいります。

また、町長が主宰する総合教育会議と連携し、剣淵町総合計画や総合戦略などに基づいた、実効性のある教育施策を推進してまいります。

以下、主要な施策の概要について申し上げます。

～ 学校教育の推進について ～

1 保育所と小学校の連携

保育所と小学校が、これまで以上に緊密な連携を図り、日常的な情報交換や相互参観を推進するとともに、小学校入学時には、保育所での指導内容や児童の情報の引き継ぎを行ってまいります。

また、小学校では、幼児期に慣れ親しんだ教育活動を取り入れ、小学校生活へのスムーズな移行を促す「スタートカリキュラム」を確実に実施し、子どもたちが安心して学校生活をスタートさせ、学習意欲を高められるよう支援してまいります。

2 学力の向上

子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出すため「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進し、国のGIGAスクール構想により整備された「1人1台端末」を効果的に活用し、学習の習熟度に応じた指導を行ってまいります。

ドリル教材や教育用ソフトを活用するとともに、児童生徒同士が端末上で学習内容を共有し、お互いに教え合い、学びあう機会を設けます。さらに、端末を家庭に持ち帰り、端末ドリル教材を活用することで、家庭学習の習慣化を推進してまいります。

全国学力・学習状況調査の結果を分析し、組織的な学習指導の工夫・改善に努め、特に基礎学力の定着が課題となっている児童生徒に対しては、基礎学力の定着を図るほか、学校と家庭が連携して家庭学習の充実と習慣化に取り組んでまいります。

加えて、児童生徒の学習意欲を高め、将来の進路選択を支援するため、各種教科検定の検定料助成を継続してまいります。

3 豊かな心の育成

思いやりのある心や命を大切にする心など、豊かな人間性を育むことは、教育の重要な柱です。道徳教育においては、道徳の時間を中核としつつ、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の道徳性を育てていきます。また、家庭や地域とも連携し、地域ぐるみで子どもたちの心の成長を支えてまいります。

いじめ防止対策については、学校・地域・家庭が一体となり、いじめの兆候や変化を見逃さないよう早期発見に努め、児童生徒に対し「いじめは決して許されない」という意識をしっかりと浸透させます。

また、各学校で年2回実施するアンケート調査を有効に活用し、教

育相談の充実を図り、児童生徒の抱える不安や悩みを早期に把握し、組織的に対応することで、安心して学校生活を送れる環境を整えてまいります。

4 教育相談体制の構築

子どもたちを取り巻く環境は、複雑化、多様化する中で、学校教育指導員やスクールカウンセラーを配置し、学校からの相談対応、緊急時における即時対応を行い、予防的取り組みも充実させることで、子どもたちの心のケアに万全を期してまいります。

また、子育てや教育上の困難を抱える保護者に対しては、スクールソーシャルワーカーを活用した相談支援を実施し、家庭と学校が一体となって、子どもたちを支える体制を構築してまいります。

5 特別支援教育の充実

特別な支援が必要な子どもたち一人ひとりのニーズに応じた教育を提供することは、極めて重要であります。子どもたちの状況や特性を把握し、「個別の教育支援計画」を活用した、長期的な視点での教育支援を推進してまいります。

通常学級で学習生活支援が必要な児童生徒は、増加傾向にあります。学習生活支援員を小学校に1名増員し、生活面や学習面でのきめ細やかなサポートを提供してまいります。

6 地域と連携した学校づくり

コミュニティー・スクールについては、小中合同学校運営協議会と高等学校運営協議会を設置し、地域との連携を重視した教育活動を展開します。学校、家庭、地域が課題を共有し、共に解決策を考え、実行していくために、コミュニティー・スクールの活動を一層充実させ、伴走支援を継続してまいります。地域学校協働活動とも連携し、地域

全体で子どもたちの成長を支える体制を強化してまいります。

また、休日の部活動の地域移行については、近隣市町と情報共有を密に行い、「剣淵町部活動の在り方に関する検討委員会」で具体的な課題を検討し、地域の実情にあった取り組みを段階的に進めてまいります。

7 体力・運動能力の向上

体力・運動能力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、体育・保健体育の授業内容の改善に取り組んでまいります。

体育の授業だけでなく、日常的に運動に親しむ機会を増やすことが重要であることから、学校での運動環境を整備するとともに、社会教育とも連携を図り、子どもたちの体力増進を総合的に支援してまいります。

8 学校給食の推進

学校給食は、子どもたちの成長を支える重要な要素でありますので、恵まれた地元食材を積極的に活用し、安心・安全でおいしい給食を提供するため、衛生管理を徹底してまいります。

栄養教諭による食に関する指導や「給食だより」などを通じて、食への関心を高める食育活動を推進してまいります。

調理消耗品及び調理関係備品は計画的に更新し、老朽化した施設の維持管理にも適切に対応してまいります。

9 読書活動の推進

学校図書館では、図書利用サービスシステムを活用し、蔵書の充実と環境改善を図るとともに、絵本の館から小中学校に司書を派遣し、児童生徒が落ち着いて読書を親しめる環境を整えてまいります。

学校では、ボランティアによる読み聞かせなど、読書の楽しさを伝える活動を充実させ、家庭での読書習慣「家読(うちどく)」を推進してまいります。

10 学校間連携の推進

小中高連携教育推進協議会を中心に、学校間の連携を強化し、児童生徒・教職員間の交流や学校間の情報交流、共同の調査研究・研修活動、ふるさとキャリア教育など、多様な連携事業を推進してまいります。

小中連携部会では、小中教員による相互乗り入れ授業を実施するとともに、小中学校の学習指導や生徒指導上の課題を共有し、義務教育9年間を見通した、切れ目のない連携教育を推進してまいります。

11 教育環境の充実

学校施設の整備については、急を要するものから計画的に修繕・工事を行い、効率的かつ効果的な施設管理を行ってまいります。

本年度は、小学校体育館FF暖房機設置工事や中学校体育館網戸設置、高等学校校舎外壁塗装工事を実施してまいります。

また、児童生徒が使用する教育振興備品の整備も計画的に進め、人間形成の基礎を養う学校教育の充実を図ってまいります。

12 魅力ある高校づくりの推進

剣淵高校は、総合学科高校としての特色を活かし、多様な進路希望に対応できる教育活動を展開しています。「農業国際」「生活福祉」「未来のしんろ」の各系列の振興会への補助金交付や、全道・全国大会の参加経費等の支援を継続し、生徒の挑戦を応援してまいります。

入学者確保対策として、保護者の負担を軽減するためタブレットの無償貸与による学習環境の整備や資格取得費用の補助、委託実習や生

徒通学費の補助を行ってまいります。

生徒募集については、道内だけでなく、道外にも視野を広げ、「地域みらい留学」事業を活用し、令和8年度の入学者確保に向けて、東京、大阪で開催される対面合同説明会に参加するとともに、プロモーション活動を積極的に展開し、剣淵高校の魅力を道内外に発信してまいります。

引き続き、学校運営協議会を中心に、町内外企業や団体の協力を得ながら、地域に根ざした特色ある高校づくりを推進してまいります。

～ 社会教育の推進について ～

1 青少年の健全育成

子どもたちが家庭で過ごす時間が増える夏休みなどの長期休業中は、多様な体験の機会を提供することが重要です。教育委員会や地域ボランティアが連携し、「B G 塾」を開講し、生活習慣の形成や学習支援、体験活動などを通して、子どもたちの健全な成長を支援してまいります。

さぬき市児童交流事業については、昨年から受入を再開し、4年ぶりに交流が実現しました。本年度は、剣淵町からさぬき市へ訪問しますが、豊かな経験と文化の交流を通じて、子どもたちの視野を広げ、相互理解が深まるよう事業を推進してまいります。

学童保育所については、事業内容の充実と改善を進めるとともに、学校とも連携し、児童と保護者にとって安心できる、より良い放課後等の居場所づくりを目指してまいります。

2 生涯教育の推進

公民館は、生涯学習の拠点として、「学び舎ひらなみ」を開設し、仲

間づくり、教養の向上、生きがいと健康づくりを目的とした、多様な学習機会を提供しています。公民館講座には、登録者だけでなく、多くの町民の皆様にも参加を呼びかけ、学習の輪を広げてまいります。

また、登録者で構成する自治会活動を通じて、主体的に学習やクラブ活動の活性化が図られるよう支援を継続してまいります。

3 絵本の館の充実

絵本の館は、地域文化の拠点であるとともに、観光施設としての役割を担っています。蔵書点検を定期的に行い、蔵書の購入と廃棄を効率的に進めるとともに、読書記録通帳の普及を促進し、利用率の向上を目指してまいります。

けんぶち絵本の里を創ろう会やけんぶち絵本の里づくり実行委員会と連携し、季節ごとの催しや絵本の里大賞などの事業を充実させ、絵本の館の魅力を高めてまいります。

4 文化・芸術活動の推進

心豊かで潤いのある地域社会を築くためには、優れた文化・芸術に触れる機会が不可欠であります。文化協会等とも連携し、町民文化祭の作品展や芸能発表会、芸術文化鑑賞会などを開催してまいります。また、町民映画鑑賞会への補助を行うなど、良質な芸術文化に触れる機会を積極的に提供してまいります。

文化財の保護については、郷土資料館や屯田兵屋、開拓記念木「やちだも」などの適切な保護管理に努めるとともに、町が所有している絵本原画の文化財登録も推進し、地域の貴重な文化遺産を後世に伝えてまいります。

5 生涯スポーツの普及・推進

生涯にわたってスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を送るこ

とは、人生を豊かにする上で非常に重要であります。町民の皆様が、それぞれのライフステージや体力に合わせてスポーツを楽しめるよう、運動機会の提供と環境整備に努めてまいります。

スポーツ協会やスポーツ少年団、地域スポーツクラブなどの自主的な活動を支援するとともに、全道大会や全国大会への出場する際の経費の一部を支援してまいります。

6 施設の管理運営等

社会教育では、本年度から学校施設の開放利用について、他の施設との均衡を図るため、有料化を実施してまいります。

生涯学習施設や社会教育施設、体育施設の管理運営については、各施設の適切な維持管理に努め、町民の皆様が利用しやすい環境づくりを推進してまいります。

社会体育施設では、B & Gプールの補修や平波球場の暗渠整備、武道館暖房機の点検整備を行ってまいります。体育館用備品として、チアリーディング用マットや卓球台などを更新し、安全な利用環境を確保してまいります。武道館及び屋内ゲートボール場の照明器具を年次計画でLED化を進め、施設の充実を図ってまいります。

以上、令和7年度の教育行政の執行に関する方針について申し上げます。

次代を担う子どもたち、そして町民一人ひとりが、生き生きと学び、創造力を育み、夢と希望を持って個性や能力を伸ばせるよう、町民の皆様と共に、剣淵町の教育の発展に努力をしてまいります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針とさせていただきます。